法人代表者各位

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長

令和7年度川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金に係る 対象事業者の公募について(通知)

日頃から、本市の障害福祉施策の推進に御理解と御尽力をくださり御礼申し上げます。 さて、医療的ケア児を受け入れる日中活動支援事業所の整備を進めることにより医療的ケア

さて、医療的ケア児を受け入れる日中活動支援事業所の整備を進めることにより医療的ケア 児の日中活動支援を促進し、福祉の向上を図るため、令和7年度川崎市医療的ケア児日中活動 支援事業所等整備補助金の対象事業者を次のとおり公募いたします。

1 概要

医療的ケア児を受け入れる日中活動支援事業所等を市内に新たに整備し、または既存事業所の定員を増員する民間法人に対し、市が予算の範囲内において必要な費用の一部を補助します。

2 対象事業所

- ① 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所
- ② 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所
- ③ 宿泊を伴わないサービスを提供する指定短期入所事業所

3 整備地の優先順位(優先順位順)

- ①中原区
- ②川崎区、高津区、宮前区

4 対象要件

上記の対象事業所のうち、次の対象要件すべてに該当することが必要です。

- ① 選定委員会において、5年以上運営継続する見通しであることが判断できること。
- ② 以下の条件のいずれかを満たす障害児が、補助対象事業所の指定期間開始日、又は 定員変更日から2か月後以降に、1か月あたり18人日以上利用することが見込まれる こと。ただし、既存施設の定員を2人増やす場合は1か月あたり12人日以上、1人増 やす場合は1か月あたり6人日以上でよいものとする。
 - (1)障害福祉サービス・地域相談支援受給者証において、障害児支援区分が1以上、かつ医療的ケアスコアが16点以上
 - (2) 障害児通所受給者証において、医療的ケア区分が2以上

- ③ 当該年度の1月までに事業所指定の完了が見込まれること。
- ④ 本要綱に基づく補助金の交付を既に受けている場合は、交付を受けた年度から、5年度以上経過していること。

5 補助対象経費

- ① 施設整備費、設計監理費、設計費
- ② 備品購入費(2万円以上)
- ③ 土地・建物賃借料(事業所指定日を起点として前3か月後ろ2か月の計5か月以内)
- ④ 人件費(事業所指定日の前2か月以内かつ3名以内)
- ⑤ 職員確保費用(宣伝広告費)
- ※用地費、区分所有権購入、保証金、敷金、消耗品等は対象外です。

6 補助額

補助対象経費の合計(基準額を超える場合は基準額)×2/3 (千円未満切り捨て) <基準額>

- ① 新規開設 15,000 千円 (補助金上限 10,000 千円)
- ② 多機能化 7,500 千円 (補助金上限 5,000 千円)
- ③ 定員の増加 7,500 千円 (補助金上限 5,000 千円)
- ※②③において建物設備の改修を伴う場合は、12,000 千円(補助金上限 8,000 千円) と します。

7 手続き・申請の流れ(令和7年度)

9月10日 (水)	10月1日 (水)	10月16日 (木) (予定)	10 月下旬(予定)
募集開始	応募締め切り	選定委員会※	結果通知の送付

[※]選定委員会に出席いただき、事業計画等について御説明いただきますことを御承知おきください。なお、詳細につきましては、改めて御案内いたします。

8 書類提出

別紙を御参照ください。

【お問い合わせ先】

障害者施設指導課施設調整・整備担当 鷲見 (すみ)・長谷川 電話 044-200-0874 FAX 044-200-3932 E-mail 40sidou@city.kawasaki.jp 「令和7年度川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金」に係る 書類の提出等について

1 提出書類

応募申込書類

(1)川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金に係る事前申請書(第1号様式)

添付書類

- (2) 医療的ケア児日中活動支援事業所整備 事業計画書 (別紙)
- (3) 施設整備費の見積書、仕様書の写し
- (4) 備品等見積書の写し
- (5) 土地・建物賃借料がわかる書類の写し
- (6) 地図、平面図、立面図、各室面積表
- (7) 人件費見積書
- (8) 職員確保費用(宣伝広告費、手数料等)見積書の写し
- (9) 収支予算計画書の写し (開設年を含む5年間)
- (10) その他、事業説明に必要な書類

2 提出期限

令和7年10月1日(水)(必着)

3 提出方法

以下のいずれかの方法により御提出ください。

(1) オンライン申請

LOGO フォームにて御申請ください。

URL: https://logoform.jp/form/FUQz/1064509



(2) 郵送又は持参

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市健康福祉局障害者施設指導課 (川崎市役所本庁舎12階)

4 その他

- ・事業計画書については、各項目の文字制限などはありませんので、資料やイメージ図を添付するなど、分かりやすい手法で記載してください。
- ・選定された場合、川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付申請書(第3号 様式)により、交付申請を行う必要があります。
- ・<u>選定された場合、市内中小企業者への優先発注に関する規定に従い事業を実施いただく必</u>要があります。主な内容は以下のとおりです。
 - ○1件あたり 1,000,000 円を超える工事の発注、物品購入、役務の調達等を行う場合、

- 市内中小企業者による入札か、市内中小企業者2社以上から見積書の徴収が必要です。
 - ※市内中小企業者2社以上から見積書を徴収していれば、契約先業者は市内中小企業者ではなくとも構いません。
 - ※1件あたり1,000,000円以下の案件については対象外です。
 - ※市内中小企業者から見積書を徴収する場合、市内中小企業者であることの誓約書の提出を受けてください。

ただし、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「川崎市競争入札参加資格名簿」に登載されている場合は誓約書の提出は不要です。

- ○市内中小企業者で取扱いがないなど、契約の性質上、市内中小企業者での対応が困難な場合には、「入札(見積り)が行えないことに係る理由書」を実績報告時に提出いただく必要があります。
- ・その他、本事業の詳細については、別添「川崎市医療的ケア児日中活動支援事業所等整備補助金交付要綱」に規定するとおりですので、必ず御確認ください。